

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定によって公告する。

平成 20 年 9 月 18 日

広島県広島港湾振興局長 渡 橋 誠

県一般 20 第 13 号

1 調達内容

(1) 工事名

特定重要港湾 広島港 港湾環境整備工事（出島地区 20－2 工区）

(2) 工事場所

広島県広島市南区出島二丁目地先

(3) 工事概要

ア 工事延長	774.5 メートル
イ 遮水シート敷設面積	26,070 平方メートル
ウ 固化処理土打設量	32,249 立方メートル
エ アスファルトマスチック打設量	624 立方メートル
オ 裏込材投入量	22,630 立方メートル
カ 押え捨石投入量	72,540 立方メートル

(4) 工期（予定）

平成 20 年 12 月定例広島県議会の議決の日の翌日から平成 21 年 12 月 25 日まで（約 12 か月）

(5) 予定価格

2,565,155,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 施工の方式

特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 契約に関する事務の委任を受けた職員

広島県広島港湾振興局長

3 特定共同企業体の構成に関する要件

(1) 特定共同企業体の構成員数は、3 者によるものとする。

なお、この 3 者に係る 4 (1) アの格付けの組合せは、A・A・A 又は A・A・B とする。

(2) 特定共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。

(3) 構成員の出資比率の最小限度は、20 パーセント以上とし、代表者の出資比率は、構成員中で最大とする。

(4) 特定共同企業体を結成した構成員は、本件工事において他の共同企業体の構成員となることができないものとする。

4 入札参加資格

(1) 特定共同企業体の構成員に共通の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 平成 18 年広島県告示第 860 号(平成 19 年度及び平成 20 年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)によって、土木一式工事についての入札参加資格の認定を受け、格付けの等級が代表者にあつては A、代表者以外の構成員にあつては A 又は B に認定されている者であること。

イ 年間平均完成工事高（上記アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が上記 1 (5)に掲げる予定価格以上であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること（平成 20 年 9 月 18 日現在において、5 年以上の期間継続して許可を受けていること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。）。

エ 本件工事に係る設計業務等の受託者以外の者であつて、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次のいずれの関係にもない者であること。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する。

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。

なお、本件工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

中電技術コンサルタント株式会社

オ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

(ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て

(イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

カ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置、下請制限措置又は 7 (5)アの規定若しくは低入札価格調査制度事務取扱要綱第 10 条第 3 項の規定に該当したことによる入札参加の制限措置の対象となっていない者であること。

キ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。

ク 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 のいずれにも該当しない者であること。

ケ 他の入札参加希望者（自らを構成員とする特定共同企業体の他の構成員を除く。以下同じ。）と次のいずれの関係にもない者であること。

- (ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法〔平成 17 年法律第 86 号〕第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）
- (イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）
- (ロ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社
- (ハ) 役員又は管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
- (ニ) その他他の入札参加希望者と上記(ア)から(ハ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

(2) 特定共同企業体の代表者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たし、それに関する資料の提出ができる者であること。

ア 平成 9 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 17 日までの間に完成検査を受けている次の種類の工事（公共工事等に限る。公共工事等とは、国又は地方公共団体、法人税法〔昭和 40 年法律第 34 号〕別表第 1 に掲げる公共法人〔地方公共団体を除く。〕その他これらに準ずる者が発注した工事をいう。以下同じ。）のいずれについても、元請人又は特定共同企業体の代表者（構成比率が 20 パーセント以上の者に限る。）として施工実績を有すること。

- (ア) 海面廃棄物処分場における、海上で作業船による遮水シート敷設工事
- (イ) 軟弱地盤上の計測管理を行いながら、海上で作業船により施工する埋立工事又は盛土工事

イ 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で 1 人以上配置できること。

- (ア) 資格告示に定める土木一式工事の区分で建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級土木施工管理技士等）であること。
- (イ) 上記ア(ア)及び(イ)に掲げる種類の工事において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる場合を含む。）としての経験を有すること。ただし、ア(ア)の施工経験を有する技術者とア(イ)の施工経験を有する技術者を別々の者とするとも認める。

(3) 特定共同企業体の代表者以外の者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たし、それに関する資料の提出ができる者とする。

ア 平成 9 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 17 日までの間に完成検査を受けている次の種類の工事（公共工事等に限る。）の元請人又は特定共同企業体の代表者若しくは構成員（構成比率が 20 パーセント以上のものに限る。）として施工実績を有すること。

海上で作業船による港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事（港湾施設とは港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する施設を、漁港施設とは漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する施設を、海

岸保全施設とは海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する施設をいう。)イ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

資格告示に定める土木一式工事の区分で建設業法第15条第2号イに該当する者(1級土木施工管理技士等)であること。

(4) 配置予定技術者の資格要件

上記(2)イ及び(3)イに掲げる本件工事の現場に専任で1人以上配置すべき監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、これに準ずる者とは、次の者をいう。

(ア) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

(イ) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受け、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者

イ 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加希望書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

5 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者で、上記4(1)アの資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

なお、入札に参加するためには、入札時までに当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 申請期間

平成20年9月18日(木)から平成20年10月3日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。)の午前9時から午後4時30分までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県土木局総務管理部建設産業課（広島県庁舎北館 6 階）
電話 (082) 513-3821（ダイヤルイン）

6 設計図書の閲覧

(1) 閲覧期間

平成 20 年 9 月 18 日（木）から平成 20 年 10 月 29 日（水）まで（土曜日、日曜日及び
休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(2) 閲覧場所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
広島県広島港湾振興局閲覧室
電話 (082) 251-7118

- (3) 設計図書は、希望する者に対して次のとおり有料配布する。希望者は、設計図書有料
配布申請書を財団法人広島県建設技術センターへ直接ファクシミリ、電子メール又は持
参することにより申し込むこと。

ア 受付期間

平成 20 年 9 月 18 日（木）から平成 20 年 9 月 24 日（水）まで（土曜日、日曜日及
び休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 受付場所

〒732-0037 広島市中区中町 8 番 18 号 クリスタルプラザ 11 階
財団法人広島県建設技術センター
電話 (082) 541-7878
ファクシミリ (082) 541-7188
電子メール tosho@hirocontech.or.jp

ウ 申請書

設計図書有料配付申請書は、財団法人広島県建設技術センターのホームページ
(<http://www.hirocontech.or.jp>) からダウンロードできる。

(4) 設計図書に関する質問

ア 質問の方法

設計図書に関する質問は、次によって書面により行うこと。

(ア) 受付期間

平成 20 年 9 月 18 日（木）から平成 20 年 10 月 22 日（水）まで（土曜日、日曜日
及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 受付場所

9 (1) の場所

(ウ) 質問書の提出方法

持参すること。

イ 質問に対する回答

質問書による回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(7) 閲覧期間

平成 20 年 9 月 18 日（木）から平成 20 年 10 月 29 日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(4) 閲覧場所

上記(2)の場所

7 入札手続等

(1) 入札参加希望書等の提出等

本件の一般競争入札に参加を希望する特定共同企業体の代表者は、次により入札参加希望書等を提出するとともに、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書類等を提出し、特定共同企業体としての入札参加資格の認定を受けなければならない。

ア 提出期間

平成 20 年 9 月 18 日（木）から平成 20 年 10 月 3 日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 提出場所

9(1)の場所

ウ 提出方法

持参すること。

エ 提出書類の配布方法

入札参加希望書等及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書類等の用紙は、上記アの期間に 9 の場所で配布する。

オ 入札参加資格の審査結果の通知

特定共同企業体としての入札参加資格の認定又は不認定の結果は、平成 20 年 10 月 14 日（火）までに、特定共同企業体の代表者に対して通知する。

カ 入札参加希望書等について

(7) 入札参加希望書等及び共同企業体としての入札参加資格審査申請書類等は、提出者に無断で使用しない。

(4) 入札参加希望者等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。

また、後日指名除外措置を行うことがある。

キ 配置予定技術者に関する記載等について

(7) 配置予定技術者は契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。

なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。

(4) 入札参加希望書を提出するときにおいて他の工事に従事中である技術者について

は、次の場合に限り記載を認めるものとする。

- a 従事中の工事の契約工期の終期が入札日の前日までの場合
 - b 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札参加希望書提出の日の前日までに終了している場合
 - c 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札日の前日までに行われることが決定している場合
- (ウ) 入札参加希望書を提出するときにおいて配置予定技術者が他の工事に従事中であるときは、その工事の工期が延伸され、又は完成検査が延期された場合には、その理由を問わず、直ちに入札参加希望書を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。
- (エ) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、その理由を問わず、配置予定技術者の変更、差換え等は認めない。
- (オ) 工期の延伸等によって配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした者については、後日指名除外措置を行うことがある。
- (カ) 落札後、工事の施工に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 20 年 10 月 30 日（木） 午後 2 時
 - イ 場所
広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
広島県広島港湾振興局大会議室
- (3) 郵送等による入札
- ア 提出期限
平成 20 年 10 月 29 日（水）午後 4 時 30 分までに必着とする。
 - イ 提出場所
9 (1) の場所
 - ウ 提出方法
書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。
- (4) 工事費内訳書の提出
- ア 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない（提出しない者は、入札に参加させない。）。

イ 工事費内訳書には、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しない。

ウ 提出された工事費内訳書が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。

(ア) 記名押印がない場合

(イ) 工事名に誤りがある場合

(ウ) 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合

エ 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。少なくとも落札者については、県が積算した設計書の内訳に照らし、適切な見積りに基づいて入札したものであるかどうか、提出された工事費内訳書の内容を確認する。

オ 入札は、原則として、工事費内訳書に記載している工事費総額のとりの価格をもって申込みをすべきものである。ただし、工事費内訳書に記載している一般管理費の10分の7（建築工事及び設備工事にあつては、工事費内訳書に記載している諸経費の10分の8）を超えない範囲で減額した価格をもってすることは、差し支えない。

カ 工事費内訳書は、次に掲げる「適正な見積りの判断基準」を満たすものでなければならない。

「適正な見積りの判断基準」

次に掲げる要件をすべて満たしていること（見積書に記載されるべき内容がこれらの条件を満たし得ないことが明らかであるときは、見積書を徴して調査するに及ばない。）。

なお、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとする。したがって、積算の内訳は、これに従って作成されたものでなければならない。

(ア) 直接費（直接工事費及び共通仮設費積上分）は、県が積算した直接費（直接工事費及び共通仮設費積上分）の70パーセント以上であること。ただし、電気通信工事、機械設備工事を含む場合は、機器費についても直接費に含めることとする。

(イ) 共通仮設費率分は、準備費、安全費及び技術管理費が計上されているとともに、県が積算した共通仮設費率分の50パーセント以上であること。ただし、橋梁等製作工事を含む場合は、間接労務費（二次労務費）についても共通仮設費率分に含めることとする。

(ウ) 現場管理費は、現場従業員及び現場労働者の法定福利費や人件費が計上されているとともに（労務費は法定最低賃金を下回っていないこと。）、県が積算した現場管理費の50パーセント以上であること。ただし、橋梁等製作工事、電気通信工事、機械設備工事を含む場合は、工場管理費、技術者間接費、据付間接費、設計技術費についても現場管理費に含めることとする。

(エ) 一般管理費等（契約保証費を含む）は、県が積算した一般管理費等の 30 パーセント以上であること。

キ 提出された工事費内訳書は、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があるとともに、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）に基づく開示の対象となる。

ク 工事費内訳書は、返却しないものとする。

ケ 郵送等による入札の場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて送付すること。

(5) 不適切な工事費内訳書を提出した者を落札者とした場合の措置

ア 上記(4)オ又はカの基準を満たさない工事費内訳書を提出した者（建設工事執行規則〔平成 8 年広島県規則第 39 号〕第 7 条の 2 の規定により定めた調査基準価格を下回る価格で入札した者を除く。以下同じ。）を落札者とする場合は、広島県が通知する日から 1 か月間、その者の広島県が発注する建設工事等の入札への参加を認めないこととする。

イ 上記(4)オ又はカの基準を満たさない工事費内訳書を提出した者を落札者とし、同者と契約を締結する場合は、建設工事請負契約約款第 41 条第 2 項に定める瑕疵^{かし}の補修又は損害賠償の請求ができる期間（瑕疵担保責任の存続期間）について、「引渡しを受けた日から 2 年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては、1 年）以内」を特例によって「引渡しを受けた日から 4 年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては、2 年）以内」とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

請負代金額の 10 分の 1 を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、その他広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

広島県契約規則第 19 条の規定によって定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者と決定する最低価格落札方式とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定によって、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある（「低入札価格調査制度」の対象工事である。）。

(7) 低入札価格調査制度に基づき低価格入札者を落札者とした場合の措置

あらかじめ定めた調査基準価格を下回る価格で入札し、低入札価格調査を受けて落札者とされた者と契約するときは、次のとおり取り扱う。

ア 建設工事請負契約約款第 41 条第 2 項に定める瑕疵の補修又は損害賠償の請求ができる期間（瑕疵担保責任の存続期間）について、「引渡しを受けた日から 2 年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては、1 年）以内」を特例によって「引渡しを受けた日から 4 年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては、2 年）以内」とする。

イ 上記(3)にかかわらず、契約保証金の金額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

ウ 建設工事執行規則第 54 条第 1 項の規定による契約の解除（請負人の債務不履行等による契約解除）が行われた場合に請負人が支払うべき違約金は、請負代金額の 10 分の 3 とする。

エ 適正な施工体制の確保の観点から、請負者は、建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者とは別に、同等程度の要件を満たす技術者を専任で 1 名現場に配置しなければならないものとする。

オ 低入札価格調査制度事務取扱要綱第 7 条第 8 項の規定による調査（「重点調査」）の対象になった者を落札者とし、同者と契約を締結する場合、請負人が前払金の支払を請求できる限度は、請負代金額の 10 分の 2 とする。

カ 低入札価格調査制度事務取扱要綱第 7 条第 8 項の規定による重点調査の対象になった者を落札者として請負契約を締結する場合であつて、その者が平成 19・20 年度広島県建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の平均工事成績が 74 点以下（平成 14 年 11 月 1 日から平成 18 年 10 月末日までの間に竣工検査を受けた最終契約金額 250 万円以上の広島県発注工事の元請施工実績がない場合は、平均工事成績が上記に掲げる点数を超えているものとみなす。）であるときは、当該工事が完了するまでの間、その者の広島県が発注する建設工事等の入札への参加を認めないこととする。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 広島県議会の議決

本件工事の請負契約を締結するには、広島県議会の議決を要する。

(10) 電子納品

ア 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、広島県電子納品実施要領〔工事編〕平成 20 年 5 月（以下「要領」という。）に基づいて作成されたものを指す。

イ 工事完成図書は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体で 3 部提出する。要領で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、紙による工事完成図書の提出は監督員と協議の上、決定する。

(11) その他

書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

詳細は、入札説明書による。

9 問い合わせ先

本公告に関する問い合わせは、次のいずれかの場所にすること。

(1) 広島県広島港湾振興局総務課

〒734-0011 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号

電話 (082)251-7118

(2) 広島県土木局空港港湾部港湾管理課

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話 (082)223-3428

10 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work of environmental arrangement of Hiroshima Port (Area 20-2 Dejima District)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:30 p.m., 3 October, 2008

(3) Time-limit for the submission of tenders : 2:00 p.m., 30 October, 2008 (tenders submitted by mail : 4:30 p.m., 29 October, 2008)

(4) Contact point for tender documentation : Hiroshima Port and Harbor Promotion Bureau , Hiroshima Prefectural Government

2-23-53 Ujinakaigan , Minami-Ku , Hiroshima City 734-0011 Japan

TEL 082-251-7118